

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和6年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
村上市	介護サービス事業	老人デイサービスセンター	-

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
				●			

抜本的な改革の取組状況

取組事項		民間活用(指定管理者制度)			(実施(予定)時期)						
実施済	●	(取組の概要) 平成15年度の地方自治法の改正により、公の施設の管理については、指定する管理者に管理運営を委ねる「指定管理者制度」を選択することが可能となったことから、合併前の各市町村において指定管理者制度の導入を進め、市町村合併後もその取組を継続、平成25年度から全施設に指定管理制度を導入済。 (取組の効果額) 百万円(年)	(方式) <table><tr><th>代行制</th><th>利用料金制</th></tr><tr><td></td><td>●</td></tr></table>		代行制	利用料金制		●	平成		
代行制	利用料金制										
	●										
実施予定				21	4	1					
					年	月	日				
			(取組の効果額内訳) 効果額 13千円 通所介護事業所 介護サービス事業 運営管理経費 平成24年度 介護サービス事業費 運営事業経費 10,392千円 (運営事業経費－介護給付費収入－利用者負担額収入) 令和5年度運営事業経費の相当する指定管理料 10,379千円 ※エネルギー価格高騰により効果額減少								
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)								